

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）
「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究（指定）」（H28-政策-指定-006）
分担研究報告書

日本における社会的排除指標の研究動向

研究分担者 大津 唯 国立社会保障・人口問題研究所

要旨

目的: 先進諸国における貧困の指標として最も代表的なのは相対的貧困率であるが、所得データを用いた貧困の測定は、簡便かつ信頼性が高い点で実用性の高い指標である一方で、人々の生活の実質的な水準を把握するには不完全な方法である。こうした金銭的指標を補完する非金銭的指標として、近年 EU において社会的排除指標の政策的活用が進んでいることを踏まえ、本研究では社会的排除指標の EU における活用状況や日本における研究動向について整理した。

方法: ①社会的排除の概念と指標化の歴史、②諸外国における社会的排除指標の主な事例、③国内の社会的排除に関する研究動向、についてサーベイを行った。

結果: EU のラーケン指標や貧困と社会的排除指標を代表例として、諸外国における社会的排除指標の開発と測定が進んでいる一方、日本における本格的な社会的排除の測定は、2006 年に 1 回限りで実施された調査研究に限られる。また、当該調査を活用した 3 つの論文があるが、それぞれ社会的排除として用いている項目と分析方法は異なっている。

考察・結論: 全国規模の継続的な調査に基づく社会的排除指標が整備され、人々の生活の実質的な水準の継続的なモニタリングが行われることが望ましい。

A 研究の目的

先進諸国における貧困の指標として最も代表的なのは、社会全体の等価可処分所得¹の中央値の 50%未満²の所得データを用いた相対的貧困率である（OECD 2016）。しかし、所得データを用いた貧困の測定は、簡便かつ信頼性が高い点で実用性の高い指標である一方で、人々の生活の実質的な水準を把握するには不完全な方法である（阿部

2015）。

そのため、これを補完するものとして非金銭的な指標の開発が進められてきたが、その代表的な指標に「剥奪」(Deprivation) 指標や「社会的排除」(Social exclusion) 指標がある。これらの指標は近年、政策的な指標としての活用が EU において進んでいる。

翻って我が国においては、格差・貧困問題への関心が高まるなかで、2009 年に厚生労

¹ 世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割ることと求められる個人単位の所得デ

ータ。

² EU の公式統計では 60%未満。

働省が公的調査を用いた相対的貧困率の発表を始めるなど、金銭的指標については近年その活用が進んできたところであるが、剥奪指標や社会的排除指標などの非金銭的指標については、一部の試行的な調査研究に限られている。

このような状況を踏まえ、昨年度は剥奪指標の方法論やその活用事例の動向について整理をしたところであるが（大津 2017）、2017 年度は社会的排除指標の国際的な活用状況や日本における研究動向について、調査研究を行った。

B 研究の方法

本研究では、以下の 3 点について文献研究によりサーベイを行った。

- ①社会的排除の概念と指標化の歴史
- ②諸外国における社会的排除指標の主な事例
- ③国内の社会的排除に関する研究動向

C 結果

1. 社会的排除の概念と指標化の歴史

社会的排除の概念は、1970 年代半ばにフランスで登場した。社会的排除という言葉を使用した先駆者とみなされている Lenoir は、1974 年の著作『排除された人々：フランスの 10 人中に 1 人』において、経済成長の果実を手に入れるすべをもたない人々を社会的に排除された人々と定義して、そのような人びととして「精神障がい者または身体障がい者、自殺する人びと、高齢者や病人、麻薬乱用者、非行に走る者、社会に溶け込めない人びと」を列挙したうえで、彼らに共通しているのは、「工業社会によって設けられた規範に適合していなかったというこ

と」であり、彼らは「社会的に不利な立場の集団」であるとした（Bhalla and Lapeyre 1999 [訳：福原・中村 2005]）。しかし、このときはまだ排除の概念は個人の行動や特徴にその関心の中心であった。

その後、1980 年代後半にフランスにおいて、社会的排除は社会構造の問題を認識する概念として発展していった。フランスでは、1980 年代に若者の長期失業など従来の社会保障制度では対応できない問題に直面していたが、次第に長期失業層だけでなく、地理的空間的に区分された大都市の周辺部や、経済、政治、文化のあらゆる側面で、通常の機会や制度から切り離された特定集団の問題全体を指すものとして社会的排除の概念が使われるようになった（岩田 2005）。

1990 年頃からは、社会的排除の概念が欧州において政策的に利用されるようになった。フランスでは早くも 1980 年代から、政府の公式文書に「排除」が登場していたが、1989 年には欧州委員会（EC）の欧州社会憲章の序文で社会的排除と闘うことの重要性が指摘され、1997 年のアムステルダム条約では、社会的排除との闘いが欧州連合（EU）の主要な目標のひとつに加えられた（福原 2007）。2001 年には、アムステルダム条約の目標を具体化したものとして、EU において貧困と社会的排除に関する 18 項目で構成される、いわゆる「ラーケン指標」が承認された（ラーケン指標について詳しくは後述）。

社会的排除はその概念を巡ってはその後も様々な議論が展開されているが、イギリス政府の社会的排除に関するタスクフォースチームの報告書である Levitas et al. (2007) は、包括的な文献レビューに基づい

て社会的排除を次のように定義した³。

社会的排除は複雑かつ多面的なプロセスである。経済的領域、社会的領域、文化的領域、あるいは政治的領域であろうと、社会の大多数の人々が手に入れられる資源、権限、財・サービスの欠如または拒絶、および標準的なつながりや活動に参加できないことを含む。社会的排除は個人の生活の質、および社会全体の公正性・一体性の両方に影響を与える。

2. 諸外国における社会的排除指標の事例

諸外国における社会的排除指標の開発動向は、これまでに阿部(2002)、阿部(2007)、高橋(2013)、西村(2013)などによって日本に紹介されてきたところであるが、ここではEUで用いられている2つの指標について説明しておきたい。

(1) EUのラーケン指標

社会的排除指標の代表例は、2001年にEUが設定した貧困と社会的に関する18項目の指標群、いわゆる前述のラーケン指標である。ラーケン指標の名は、これが承認された欧州理事会の開催地名に由来する。この指標は10項目の第1次指標と8項目の第2次指標で構成されている⁴(表1)。

(2) EUの貧困と社会的排除指標

2010年に、EUは中期成長戦略として「欧州2020戦略」を策定し、その中の9つの主要指標の1つとして、新たに「貧困と社会

的排除指標」(At risk of poverty or social exclusion: AROPE)を設定した。

この指標では、以下①～③の3つの項目のうち少なくとも1つが該当する場合、その人を「貧困または社会的排除」の状態にある、と定義する。

①所得貧困(等価可処分所得の60%未満の相対的貧困率)

②深刻な物質的剥奪(物質的剥奪に関する9つの項目うち4つ以上が強制的な欠如の状態にあること⁵)、

③就労意欲の低い世帯に属すること(稼働能力のある18～59歳の世帯員が過去12ヵ月間に就労可能な期間の20%未満しか就労していない世帯)

EUにおいて「貧困または社会的排除」の状態にある人口は118.7百万人(全人口に対する比率は23.7%、2015年)である。EU2020では、この「貧困または社会的排除」の状態にある人口を2020年までに少なくとも2000万人減少させ、96.2万人(クロアチア除く27か国)以下とする目標を掲げている。

3. 国内の社会的排除に関する研究動向

日本において初めてかつ唯一の本格的な社会的排除の測定は、厚生労働科学研究費補助金「日本の社会保障制度における社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)効果の研究」の一環として2006年に実施された「社会生活に関する実態調査」である。同調査は、首都圏A地区に住む20歳以上の男女1,600名(有効回答数は584、有効回

³ Levitas et al. (2007)、p.9。訳は筆者。

⁴ European Committee(2003)。大沢(2017)や貧困統計ホームページも参照さ

りたい。

⁵ 当該指標の詳細については大津(2017)を参照されたい。

答率は 36.5%) を対象とした質問紙調査で、社会的排除の計測を目的として実施された。

同調査の結果を利用して行われた分析には阿部 (2007)、菊地 (2007)、西村・卯月 (2007) がある。しかし、それぞれ社会的排除として用いている項目と分析方法が異なるので、ここではその相違に着目してそれぞれの概要を紹介したい。

阿部 (2007) では、社会的排除指標の構築にあたって、7次元の約 50 項目が用いられている (表 2)。項目の選定については、海外での先行研究などを参考にその基本的基軸とし考えられる 7 つの次元を設定し、それらに関連する項目を用いた、と説明されている。相対的貧困 (低所得) を社会的排除の項目に含めず、社会的排除を説明する要因または結果として扱っていることにも留意する必要がある。

それぞれの項目において排除されているか否かについては、本人の嗜好による場合を除いてその項目が欠如している場合に「排除」とであると定義している。金銭的理由による欠如には限定しておらず、仕事・家族の理由や健康上の理由なども含めて排除とみなしている。

社会的排除指標は、7 つの次元それぞれについて、欠如している (嗜好による欠如を除く) 項目数をカウントし、それをその次元の項目数で割った値としている。すなわち、それぞれの次元における社会的排除指標は 0 (全ての項目が満たされている) から 1 (すべての項目が欠けている) の値をとることとなる⁶。

こうして求められた次元ごとの社会的排

除指標について、多変量回帰解析によってその要因を分析している他、相関分析により次元間の関係性についても検討を行っている。それにより、①排除の要因は次元によって異なることや、②解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験や 15 歳児経済状況など過去の不利が現在の社会的排除に結びつく可能性が高いこと、③低所得は必ずしも社会的排除の影響する要因は排除のメルクマールではないこと、などの結論を導いている。

菊地 (2007) で用いられている社会的排除の項目は、表 3 の通りである。①福祉国家からの排除、②経済活動からのお排除、③社会/中間集団からの排除の 3 つの領域を設定したうえで合わせて 7 つの項目を選定している。項目の選定にあたっては、阿部 (2006) や平岡 (2001) を参考に指標の選択を行った、と説明している。

分析は、それぞれの項目についてロジスティック分析を行い、15 歳時の経済状況が学歴に影響を与え、それが職に影響を与えるという図式が浮き彫りになった、と結論付けている。また、単身者 (特に男性) が排除されやすいとの結論も得ている。

西村・卯月 (2007) では、できる限り Burchardt et al. (2002) で用いられた指標に合わせて、①消費、②政治参加、③社会関係の 3 項目を採用している。具体的な項目の内容は表 4 の通りである。

分析は、項目ごとにロジスティック回帰分析を行い、職業形態や職業との関連を検討している。結論としては、①消費における排除のリスクは自営業者で最も高いこと、②政治参加における排除のリスクは男女で

⁶ こうして次元ごとに社会的排除指標の値が算出されることになるが、数値の絶対的

な大きさにさほど意味はなく、指標の分布が重要であることに注意が必要である。

異なる傾向がみられ、男性は正規就業者よりも非正規就業者や自営業者のリスクが高いのに対して、女性は正規・非正規就業者のリスクが自営業者よりも高いこと、③社会関係における排除のリスクは男性の非正規就業者で高いこと、を示している。

D 考察 E 結論

以上のように、社会的排除の概念は、指標開発されて今では EU における主要な政策目標として掲げられるまでになっている。

一方、日本においては単発的に実施された試行的な調査研究が実施されてたのみであり、確立した指標として継続的に評価可能な状態にはない。

金銭的指標の代表例である相対的貧困率については継続的なモニタリングがなされ、2009年に国が公表を始めるなどその普及・活用が進んでいるが、今後はこれを補完するものとして全国規模の継続的な調査に基づく社会的排除指標が整備され、人々の生活の実質的な水準の継続的なモニタリングが行われることが望ましい。

参考文献

- Bhalla, A. S. and Lapeyre, F. (2004) *Poverty and Exclusion in a Global World, 2nd edition*, Palgrave Macmillan.
[福原宏幸・中村健吾監訳 (2005) 『グローバル化と社会的排除』昭和堂]
- Burchardt, T., J. Le Grand, and D. Piachaud (2002) *Degrees of Exclusion: Developing a Dynamic, Multidimensional Measure. Understanding Social Exclusion*. J. Hills, J. Le Grand and D. Piachaud.

(eds) Oxford, Oxford University Press: 30-43.

- Levitas, R., Pantazis, C., Fahmy, E., Gordon, D., Lloyd, E. and Patsios, D. (2007) *The Multi-dimensional Analysis of Social Exclusion*, London, Department for Communities and Local Government (DCLG) (http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/cabinetoffice/social_exclusion_task_force/assets/research/multidimensional.pdf) 2017年3月13日アクセス
- European Committee (2003) *'Laeken' indicators: Detailed calculation methodology*. DOC: E2/IPSE/2003.
- 阿部彩 (2002) 「貧困から社会的排除へ—指標の開発と現状」『海外社会保障研究』(141)、pp.67-80。
- 阿部彩 (2006) 「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策学会誌』(16): 251-275。
- 阿部彩 (2007) 「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』43(1)、pp.27-40。
- 阿部彩 (2013) 『貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 平成 24 年度報告書 別冊 1 先進諸国における貧困指標の状況』。
- 阿部彩 (2015) 「貧困と社会的排除の測定」『社会と調査』(14): 12-19。
- 岩田正美 (2005) 「貧困・社会的排除と福祉社会」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの—』ミネルヴァ書房、序章、pp.1-12。

大沢真理 (2017)「生活保障のガバナンスー所得貧困にそくしてー」『社会政策』5(3): 74-85。

大津唯 (2017)「剥奪アプローチによる貧困測定方法のサーベイー日本における剥奪指標の構築に向けてー」『平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金 (政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)) 我が国の貧困の状況に関する調査分析研究分担研究報告書』、pp.27-39。

菊地英明 (2007)「排除されているのは誰か?ー社会生活に関する実態調査からの検討ー」『季刊社会保障研究』43(1)、pp.4-14。

西村幸満・卯月由佳 (2007)「就業者における社会的排除ー就業の二極化への示唆ー」『季刊社会保障研究』43(1)、pp.41-53。

高橋義明 (2013)「欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化とモニタリング」『海外社会保障研究』(185)、pp.4-25。

西村周三 (2013)「フランスにおける貧困・社会的排除指標作成と政策形成」『海外社会保障研究』(185)、pp.26-36。

平岡公一編(2001)『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会。

福原宏幸 (2007)「社会的排除／包摂論の現在と展望ーパラダイム・「言説」をめぐる議論を中心にー」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会福祉』法律文化社、第 1 章。

表 1：ラーケン指標

第 1 次指標	
1	相対的貧困率（所得移転後、中位所得の 60%未満）
2	所得分布の不平等度（上位・下位 20%比）
3	相対的貧困継続率（中位所得の 60%未満）
4	貧困ギャップ
5	地域別雇用率の格差
6	長期失業率
7	就業者が一人もいない世帯の者
8	教育や訓練を受けていない早期退学者
9	平均寿命
10	自己評価の健康状態
第 2 次指標	
1	相対的貧困線周辺のばらつき
2	現在に置き換えた相対的貧困率
3	所得移転前の相対的貧困率
4	所得の不平等度（ジニ係数）
5	相対的貧困継続率（中位所得の 50%未満）
6	長期失業率
7	超長期失業率
8	低学歴の者

（出所） European Committee (2003)より筆者作成。

表 2 : 阿部 (2007) における社会的排除の項目

1. 基本ニーズ	
①食料	家族が必要とする食料が金銭的な理由で買えない (過去 1 年間に「よくある」「時々ある」「まれにある」)
②衣類	家族が必要とする衣類が金銭的な理由で買えない (過去 1 年間に「よくある」「時々ある」「まれにある」)
③医療	必要な時に、経済的な理由で医者にかかれない
2. 物質的剥奪	
①耐久財	以下の 10 項目のうち 1 項目以上が「経済的に持てない」
	テレビ
	冷蔵庫
	電子レンジ
	冷暖房機器
	湯沸し器
	電話
	ビデオデッキ
	ステレオ
	礼服
家族全員に十分なふとん	
3. 制度からの排除	
①選挙の投票	「行かない」「あまり行かない」のうち「関心がない」を除く
②公的年金制度	公的年金にも個人年金にも未加入
③医療保険制度	公的医療保険制度にも民間医療保険も未加入
④公共施設・公共サービス	以下の公共施設・サービスのうち少なくとも 1 つを使うことができない
	図書館
	公共のスポーツ施設 (公営プールなど)
	役所
	保健所
	公会堂・公営ホール・町内会など
	公園・広場
公共の交通サービス (公営バス・電車など)	
⑤ライフライン	ライフライン (電気、ガス、電話) の停止経験
4. 社会関係の欠如	

①人とのコミュニケーション	人（家族を含む）と2～3日に1回以下しか話しをしない（電話やEメールも含む）割合
②交友	友人・家族・親戚に会いに行くことが経済的にできない
③親戚とのつながり	親せきの冠婚葬祭への出席することが経済的にできない
④社会ネットワーク	以下の6項目について「同居の家族以外に頼れる人がいない」が1項目以上
	病気の時の世話
	1人ではできない家の周りの仕事の手伝い
	転職・転居・結婚などの人生相談
	配偶者・家庭内でのトラブルの相談
	寂しい時の話し相手
子どもや老親の世話と時々してくれる	
5. 適切な住環境の欠如	
①住居の不安定	過去1年間の家賃の滞納経験
②住環境	住居に関する6項目（以下）のうち3項目以上が「経済的にもてない」
	家族専用のトイレ
	家族専用の炊事場（台所）
	家族専用の浴室
	炊事場と別の洗面所
	寝室と食卓が別
複数の寝室	
6. レジャーと社会参加の欠如	
①旅行	泊りがけの家族旅行が年1回以下（関心がないを除く）
②外食	家族での外食が「月1回以下・まったくない」
③社会活動	以下6つの項目のうち1項目以上の欠如
	町内会・子供会・老人会・婦人会・PTAなど
	ボランティア・社会奉仕活動
	趣味・スポーツ
	宗教団体
	政党
労働組合	
7. 主観的貧困（家計の状況）	
①主観的経済状況	暮らし向きが大変くるしい

②家計状況	家計が毎月赤字
③貯蓄	「殆どしていない」「まったくしていない」「貯蓄を取り崩している」

(出所) 阿部 (2007) より筆者作成。

表 3：菊地（2007）における社会的排除の項目

1. 福祉国家からの排除	
① 社会保険への未加入者	年金または医療保険への未加入者
2. 所得・消費からの排除	
① 相対的貧困	等価世帯所得の中央値の 50 %以下
② 食料購入からの排除	過去 1 年間に金銭的理由で食料が買えなかった経験あり
③ 居住における排除	過去 1 年間に家賃の滞納経験があるか、住環境・設備（家族専用のトイレ・家族専用の台所・家族専用の浴室・家族専用の洗面所・食寝分離・複数の寝室）において 3 項目以上、経済的理由から剥奪されている者
④ 家財・家電の排除	テレビ・冷蔵庫・電子レンジ・冷暖房機器・湯沸器・電話機・携帯電話・ビデオデッキ・ステレオまたはラジカセ・パソコン・礼服・スーツ・家族全員に十分なふとんのうち、1 項目以上、経済的理由から剥奪されている者
3. 社会／中間集団からの排除	
① サポートネットワークからの排除	病気の時の世話／ 1 人でできない家事の手伝い／転職・転居・結婚などの人生の相談／配偶者／家族内でのトラブル相談／寂しいときの話し相手／子どもや老親の世話において、同居の家族以外の頼れる人が 3 項目以上剥奪されている者
② 地域での活動からの排除	町内会・子供会・老人会・婦人会・PTA, ボランティア, 趣味やスポーツの活動のいずれかから剥奪されている者（関心がないを除く）

（出所）菊地（2007）より筆者作成。

表 4：西村・卯月（2007）における社会的排除の項目

①消費	世帯メンバーにおける大人と子どもの人数によって調整済みの世帯所得が、60歳未満の回答者（非就業者も含める）の調整済み世帯所得の中央値の60%未満の値である場合に、消費活動から排除されているとみなす
②政治参加	次の2項目の両方に当てはまる場合、政治参加において排除されていると定義する <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の投票に行かない ・いずれの政治的な団体（町内会、子供会、老人会、婦人会、PTA、政党・政治団体、労働組合・業界団体・職業団体など）にも参加していない
③社会関係	以下の5つの項目のうちどれか1つでも当てはまる場合、社会関係において排除されていると定義する <ul style="list-style-type: none"> ・誰とも日常的なコミュニケーションを取っていない ・誰かに相談する必要があるときに、相談相手として頼れる人がいない ・本当に困っていて助けが必要なときに、頼れる人がいない ・ありのままの自分をみせることができ、自分の良さを認めてくれる人がいない ・精神的につらい思いをしているときに慰めてくれる人がいない

（出所）西村・卯月（2007）より筆者作成。